

審査庁 厚生労働大臣

諮問番号 平成28年度諮問第5号（平成29年1月26日諮問）

答申番号 平成28年度答申第3号（平成29年3月14日答申）

事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者が平成27年4月1日において死亡しており、同日に特別弔慰金支給法2条1項の「死亡した者」の子があるときは、当該「死亡した者」の子は、同項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす旨を規定している（同法2条3項）。
- (2) 審査請求人の母である故Pは、生前「死亡した者」である故Qの妻として上記弔慰金を受ける権利を取得した者であったが、平成25年3月9日に死亡した。

審査請求人は、平成27年10月5日、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、自らが、故Qの子であり、特別弔慰金支給法2条3項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされた者であるとして、同法4条の規定に基づき、故Qに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

(3) 処分庁は、平成28年5月9日付けで、審査請求人に対し、本件請求について、同人が特別弔慰金を受ける権利を有しないものである旨の裁定（以下「本件却下処分」という。）をした。

(却下通知書)

(4) 審査請求人は、平成28年6月13日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書の写し)

(5) 審査庁は、平成29年1月26日、当審査会に対し、「本件審査請求は棄却すべきである」として諮問した。

(諮問説明書)

2 本件審査請求の要旨

故Qの妻が故Pであり、故Pの子が審査請求人である。

故Pは生前、故Qの妻として、遺族援護法による遺族年金や戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）による特別給付金を受給しており、故Pが故Qの妻であることについては厚生労働大臣の認めるところである。

審査請求人の戸籍に父の名前がないというだけで審査請求人の特別弔慰金の請求を認めなかった本件却下処分は納得できない。

(戸籍抄本（審査請求人）、遺族年金額改定証書交付通知書（P）、
戦没者等の妻に対する特別給付金裁定通知書（P）)

第2 諮問時における審査庁の判断

審査請求人が特別弔慰金の請求時に提出した戸籍抄本によれば、母は故Pであることが確認できるが、父の欄は空欄となっており、故Qと審査請求人との親子関係は確認できない。そのため、審査請求人の特別弔慰金請求を却下した原処分は適正であり、本件審査請求には理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員も、その意見書において、審査庁と同旨の理由を述べた上、「特別弔慰金支給法における戦没者等の遺族のうち、子については、死亡した者と法律上の親子関係にあることが必要であり、事実上の親子関係にある者を含むとする規定はない。よって、審査請求人は、遺族援護法による弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすことはできず、特別弔慰金支給法2条1項の『戦没者等の遺族』に該当しないことから、特別弔慰金を請求する権利を有しない。」として、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審

査請求には理由がないから棄却されるべきであるとの意見を審査庁に対して提出している。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるR（以下「審理員R」という。）、同室総括審理専門官であるS及び同室審理専門官であるT（以下「審理員T」という。）を指名し、そのうちの審理員Rを審理員の事務を総括する者として指定し、平成28年8月23日付けでその旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

イ 審理員Tは、同日付けで、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年9月23日までに弁明書を提出するよう求めた。

ウ 処分庁は、同月29日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

審理員Tは、同年10月14日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年11月14日までに提出するよう求めた。

エ 審査請求人は、同年10月18日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。（同月20日到着）

審理員Tは、同年11月22日付けで、処分庁に対し、反論書の副本を送付した。

オ 審理員Tは、同年12月16日付けで、審理関係人に対し、審理手續を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月28日である旨を通知した。

カ 審理員Rは、同月26日付けで、審査庁に対し、「審理員 R」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Tは、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、手續に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付（B市）：平成27年10月5日

本件却下処分（A県）：平成28年5月9日（本件請求から31週間）

審査請求書受付（B市）：同年6月13日

同（審査庁）：同年8月15日（本件審査請求から9週間）

審理員意見書提出 : 同年12月26日 (本件審査請求から28週間)
諮問書提出 : 平成29年1月26日 (本件審査請求から32週間)

- (2) 本件諮問に至るまでの一連の手続は、前項記載のとおりであり、前記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 R」と記載されているところ、「諮問第5号事件に係る審理員意見書への審理員の記名について (回答)」によれば、同意見書は、審理手続終結時の審理員3名全員が関与して作成されたものであり、作成者としては事務の総括をする者である審理員Rの氏名のみを代表として記載したものであることが認められる。

審理員が複数選任されている場合、それぞれ役割を分担して審理手続の事務に当たることは否定されるべきものではないが、審理員は、いずれも公正に審理を行い、その結果が裁決に適正に反映されるように、審理の結果を審理員意見書にまとめる責務を負っているというべきであるから、審理員意見書は終結時の審理員全員によって共同して作成し、その趣旨を明確にするために、審理員意見書には作成に関与した審理員全員の氏名を記載するのが相当である。

その他の点については、違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性の有無について

- (1)ア 特別弔慰金支給法3条に規定する特別弔慰金を受けようとする者は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則 (昭和40年厚生省令第27号。以下「施行規則」という。) の定める様式による特別弔慰金請求書を裁定機関に提出しなければならない (施行規則1条1項) ところ、請求者が、特別弔慰金支給法2条の規定に該当する者として請求する場合は、請求者の平成27年4月1日における戸籍の抄本を添付しなければならないものとされている (同規則1条2項1号)。

イ そして、審査請求人が特別弔慰金請求書に添付した平成27年9月18日付けのB市長作成の審査請求人の戸籍抄本によれば、同戸籍抄本の「母」の欄には「P」、「続柄」の欄には「女」の記載があるものの、「父」の欄には記載がなく、空欄であった。

なお、故Pは、故Qとの間で法律上の婚姻関係にあったことはない。

(戸籍抄本 (審査請求人)、除籍全部事項証明書 (P)、除籍謄本 (Q))

ウ そこで、処分庁は、審査請求人については、故Qの子であることが戸籍で確認できなかったとして、特別弔慰金支給法2条3項の「弔慰金を受け取る権利を取得した者とみなされる者」に該当せず、特別弔慰金を受け

る権利を有しないものと裁定し、平成28年5月9日付けで、本件却下処分をした。

(却下通知書)

(2) 特別弔慰金支給法2条3項は、「平成27年4月1日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、第1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす」と規定しているところ、同項所定の「当該死亡した者の子」については、同条1項ただし書の「配偶者」についての括弧書のような特段の規定も置かれていないことからすれば、当該死亡した者と法律上の親子関係のある者を指すと解される。ちなみに、「配偶者」については、同項ただし書において「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」と規定して、法律上の配偶者以外で一定の要件を備えた者も含む趣旨を明らかにしている。

(3) 嫡出でない子の親子関係については、父又は母の認知をまって初めて発生するものであり（民法779条参照）、認知は、戸籍法の定める届出又は遺言によって行ふとされている。そして、届出による場合には、認知をしようとする者に（戸籍法60条）、遺言による場合は、遺言執行者に（戸籍法64条）、それぞれ戸籍法上の届出義務が課されている。このことは、審査請求人の出生した当時（昭和14年a月b日）の民法及び戸籍法の規定においても同様である（昭和17年法律第7号による改正前の民法（以下「旧民法」という。）827条、昭和17年法律第7号による改正前の戸籍法81条、85条参照）。

(4) 本件において、審査請求人は、故Qの子であると主張するが、審査請求人の母である故Pは、審査請求人を懐胎した当時、故Qと法律上の婚姻関係になかったことから、旧民法820条の規定により故Qの子と推定される余地はなく、また、審査請求人の戸籍には父の欄が空欄であることからすれば、故Qの子として認知された事実も認められないから、審査請求人と故Qの間に法律上の親子関係が発生したと認めることはできない。

したがって、本件却下処分は相当であり、この点に違法又は不当があるとは認められない。

(5) 以上によれば、本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の判断は妥当であるというべきである。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ